

## 債権法改正の要点

### 第1 改正の経緯等

#### 1 改正の趣旨

民法が明治29（1896）年に制定されてから約120年が経過  
債権関係の規定はほとんど改正されていない。

↓

- ① 社会・経済の変化への対応
- ② 民法制定後に蓄積されてきた多数の判例や解釈論の反映

#### 2 改正範囲

民法典の内、主として第3編。改正項目は200項目ほど。

第1編 総則（1条～174条）	… 時効など
第2編 物権（175条～398条の22）	
第3編 債権（399条～724条の2）	… 利率，保証，各種契約など
第4編 親族（725条～881条）	
第5編 相続（882条～1044条）	

#### 3 施行時期

公布（平成29年6月2日）から3年以内の施行

具体的な施行時期は未定だが，法務省としては平成32年の施行を目指している。

## 第2 債権の消滅時効

		現行法	改正法
1	一般的規律	<民事> 客観：10年（167条1項） ※職業別に1～3年の短期時効 <商事> 客観：5年（商522条）	<民事・商事問わず> 主観：5年 客観：10年 （166条1項）
2(1)	不法行為に基づく損害賠償請求権	主観：3年 客観：20年（除斥期間？） （724条）	主観：3年 客観：20年（時効期間） （新724条） ※生命身体の侵害を除く
2(2)	生命身体の損害賠償請求権	<不法行為>主観：3年 客観：20年 <契約責任>客観：10年	<不法行為・契約責任問わず> 主観：5年 客観：20年 （新167条, 724条の2）
3(1)	定期金債権（基本権）	第1回弁済期から20年 最後の弁済期から10年 （168条）	<支分権の行使について> 主観：10年 客観：20年 （新168条）
3(2)	定期給付債権（支分権）	客観：5年（169条）	一般的規律に服す。

### 1 債権の性質によって異なる消滅時効期間を単純化・統一化

(1) 債権の消滅時効の一般的規律としての2つの基準（新166条1項）

- ① 権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年
  - ② 権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年
- いずれか早い時期に時効完成。

(2) 民法内の職業別短期消滅時効，商事消滅時効の廃止

※ ただし，本改正は，基本的に特別法に規定される権利消滅期間には影響を与えない。

☞ 改正法の適用対象は，原因となる法律行為が施行日以降になされ，かつ，施行日以降に発生した債権（附則10条4項）

### 2 不法行為等に関する規律

(1) 不法行為に基づく損害賠償請求権

基本的に現行の規律（3年又は20年）が踏襲されている。

ただし，① 生命身体の侵害の場合についての特則を新設（後述）

② 20年の期間の性質が時効期間であるとする点を明文化

※ 現行法下での判例法理は、この期間を、時効期間でなく除斥期間(援用の必要がなく、中断や停止もない。)とする。

(2) 生命身体への侵害による損害賠償請求権

契約責任であるか不法行為責任であるかを問わず、主観5年、客観20年に統一。

☞ 不法行為に基づく生命身体への損害賠償請求権について、施行日現在で既に3年の時効が完成している場合には時効期間の延長はないが、施行日現在で3年を経過していない場合には時効期間は5年に延長される(附則35条2項)。

### 3 定期金債権等に関する規律

(1) 定期金債権(基本権) e.g. 終身/有期の年金債権, 地上権の地代債権など

定期金債権とは、一定の期間ごとになされる個々の給付に関する請求権(支分権)ではなく、その基礎となる基本権のこと。

支分権の行使可能性について、主観10年、客観20年の時効期間(一般規律の2倍の期間)。

(2) 定期給付債権(支分権)のうち、支払サイクルが1年以下のもの

e.g. 月払いの利息・家賃など

定期給付債権とは、定期金債権から具体的に発生する支分権としての請求権。

5年の短期消滅時効を定める現行規定が削除され、その結果、一般規律に服することになるが、基本的には主観基準の5年の時効にかかると考えられる。

### 4 その他

(1) 時効障害事由の用語変更, 再構成

① 中断 → 更新

それまでに進行した時効期間がリセットされ、新たに時効期間が進行するもの。

e.g. 債務の承認, 確定判決による権利確定(この場合の時効期間は一律10年)など

② 停止 → 完成猶予

時効期間の進行がストップし、完成猶予事由が解消されてから一定期間が経過するまで時効期間の満了が延期されるもの。

e.g. 未成年者に法定代理人がない場合, 催告, 裁判上の請求, 差押えなど

(2) 協議合意書面による時効完成猶予の新設(新151条)

権利についての協議を行う旨の合意が書面(電磁的記録も可)でなされた場合、1年間(1年未満の期間を定めたときはその期間)は時効の完成が猶予される。

最長5年まで、再度の合意による完成猶予期間の延長が可能。

(3) 援用権者の明文化（新 145 条）

従来の判例法理によって認められる援用権者類型（保証人，物上保証人，第三取得者）を明文化。

**【Case Study】** 改正法の適用有無についての事例

※仮に 2020 年 1 月に改正法が施行されたものとして

- ① 2020 年 4 月に締結した売買契約に基づく売掛金債権 → 時効期間 \_\_\_\_ 年
- ② 2019 年 10 月に締結した売買契約に基づく売掛金債権 → 時効期間 \_\_\_\_ 年
- ③ 2017 年 10 月に発生した交通事故（人身）の損害賠償請求権 → 時効期間 \_\_\_\_ 年

※事故直後に加害者の住所氏名等を把握していたものとする。

### 第3 法定利率について

#### 1 変動利率の採用

現行法	改正法
民事：5%（民法404条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3%に統一</li> <li>・3年を1期として、当期と直近の利率変動期の基準割合（各期の6年前の年の1月を始期とする5年間の短期プライムレートの平均利率）を比較してその差が1%以上になった場合に限り、1%単位で変更</li> </ul>
商事：6%（商法514条）	

例) 最初の見直し：2023年（2020年に施行されたとした場合の3年後）  
 2020年時点の基準割合：2014年～2018年の平均；0.4%  
 2023年時点の基準割合：2017年～2021年の平均；1.6%  
 →基準割合の差が1.2%となるため、法定利率が4%となる（+1%）

#### 2 個別事案における適用について

##### (1) 利息

利息が生じた最初の時点における法定利率に固定（新404条1項）

↓

- ・ 利息債務の履行期ではなく、利息を支払う義務が生じた時点（金銭消費貸借であれば通常、借入時）
- ・ 元本債権の存続中に法定利率の変動があっても、当該債権に適用される利率は変動しない。

##### (2) 遅延損害金

債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率に固定（新419条1項）

↓

- ・ 債務不履行：期限の定めのない債務＝履行請求日（の翌日），  
 期限の定めのある債務＝弁済期（の翌日）
- ・ 不法行為：不法行為時

##### (3) 中間利息の控除

（交通事故の後遺障害事案での逸失利益算定が代表例。

将来受領すべき金額を前倒し一括受領する分、利息を控除する、との考え方。

現行の5%→3%となることにより、受領額は増大する方向）

損害賠償請求権が発生した時点の利率を基準として控除する（新417条の2）

↓

- ・ 消極損害(逸失利益, 慰謝料等)：概ね不法行為時を基準にするとされている
- ・ 積極損害(治療費, 介護費等)：実費発生時点を基準とすべきでは、との議論も。  
 （損害の内容により、適用される利率が異なる余地）

## 第4 保証制度について

※ 保証人保護の方向性（契約の方式、根保証極度額）と資金調達便宜とのバランス

	現行法	改正法
契約書式	書面の作成が求められる（現 446 条 2 項, 3 項）	保証契約一般の要書面性は変わらず（新 446 条 2 項, 3 項） <事業に係る債務についての保証についての特則> <b>個人が保証人となる事業に係る債務についての保証契約</b> （以下①～④の場合）は、 <b>経営者保証の場合を除き</b> 、保証契約締結日の前 1 か月以内に作成された <b>公正証書</b> で、保証人となる者が保証債務を履行する意思を表示する必要がある（新 465 条の 6 第 1 項, 3 項, 465 条の 8）。 ①事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約 ②主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約 ③①, ②の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約 ④主たる債務の範囲に③求償権に係る債務が含まれる根保証契約
		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：事業に関連するもの。単純な「自動車購入」等の場合には公正証書の作成は不要。</li> <li>経営者保証の場合は公正証書作成<b>不要</b>（465 条の 9 第 1 号, 2 号）            →主債務者が個人事業主の場合の、現に従事している配偶者の場合も不要。</li> <li>提供すべき情報：「財産及び収支の状況」「債務の有無並びに額及び履行状況」「担保の状況」等（新 465 条の 10 第 1 項）</li> </ul>
根保証契約	対象に <b>貸金等債務が含まれる場合に限り</b> 、極度額の規制がある（465 条の 2）。 →貸金等債務が含まれない場合は極度額の定めがなくとも有効	<b>貸金等債務が含まれない場合にも</b> 、個人根保証契約全体につき、 <b>極度額の定めを必要とする</b> （新 465 条の 2）。 →個人根保証契約において、極度額の定めがないものは無効に。  ※元本確定期日の規制（契約から 5 年以内）は個人貸金等根保証契約についてのみ適用

<p>保証人による、債務者の抗弁主張</p>	<p>内容の付従性から、解釈により対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時履行の抗弁、期限の利益等</li> <li>・相殺：「相殺をもって対抗できる」（457条2項） →判例：保証人による相殺自体が可能</li> <li>・取消権、解除権 →判例：取消権行使不可</li> </ul>	<p>主たる債務者の抗弁を保証人が主張できることを明文化（新457条2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相殺：履行拒絶権を明文化（新457条3項） →判例の解釈を変更</li> <li>・取消権、解除権：履行拒絶権を明文化 →判例が明確にしていなかった部分を規定</li> </ul>
<p>保証人に対する行為の効力が主たる債務者に及ぶ範囲</p>	<p>①連帯保証人への請求 →絶対的効力を持ち、主たる債務者との関係においても時効中断（458条、434条）</p> <p>②保証契約につき、更改契約や混同が生じた場合 →主たる債務消滅（明文規定なし）</p>	<p>①連帯保証人への請求は主たる債務者には影響を及ぼさない（＝時効中断等しない。新458条、441条本文） →主たる債務者に影響を及ぼすためには事前の合意が必要（同上但書）</p> <p>②保証契約につき更改契約や混同が生じた場合、主たる債務は消滅することにつき規定（新458条、438条、440条） →旧債権に関する抗弁をすべて消滅させる目的での行為。新債権の行使を制限させるべきではないとの視点から（保証人と主たる債務者との関係は求償権によって対応する）</p>
<p>保証契約締結後の情報提供義務</p>	<p>明文上の規定なし（実務上、回答がされない場面も。）</p>	<p>債権者から保証人に対しての、主たる債務の履行状況等についての情報提供義務を明文化（新458条の2）。</p>

\*保証意思宣明公正証書

- ・ 保証契約自体を公正証書によってなすことを義務づけたものではなく、保証意思の表示を公正証書によってなすことを義務づけたもの。
- ・ 当該公正証書に執行認諾文言を付して債務名義化することは出来ないとされる（参院法務委附帯決議）。
- ・ 主債務に係る債権者・債務者、主債務の元本・利息・違約金等の内容、それを踏まえて保証する意思を有していることを公証人に口授して公正証書に残す

**【Case Study】**

◇ 公正証書作成の要否

～甲が代表取締役を務める会社Aの事業資金借入れにあたって次の個人が保証人となる場合

- ① 保証人が、甲である場合 → 必要・不要
- ② 保証人が、甲の友人（Aの役員・株主等でない）である場合 → 必要・不要
- ③ 保証人が、甲の妻（Aの経理担当）である場合 → 必要・不要

◇ 個人根保証契約における極度額の定め要否

- ① 上記の事業資金借入れの場面における個人根保証の場合

→ 極度額の定めは、現行法：\_\_\_\_\_ 改正法：\_\_\_\_\_

- ② 自宅用物件の賃貸借契約における保証人の場合

（なお、保証意思宣明公正証書の作成 → 必要・不要）

→ 極度額の定めは、現行法：\_\_\_\_\_ 改正法：\_\_\_\_\_



## 第5 賃貸借契約

	現行法	改正法
賃借物の全部滅失	(規定なし)	賃貸借の当然終了 (616条の2)
賃借物の一部滅失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃料 賃借人は減額請求が可能(611条1項)</li> <li>・解除 滅失が賃借人の過失によらない場合、賃借人からの解除が可能(611条2項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃料 当然減額 (611条1項)</li> <li>・解除 過失の有無を問わず解除可能 (611条2項)</li> </ul>
賃借人による修繕	(規定なし)	相当期間内に賃貸人が修繕をしない場合等に、賃借人による修繕が可能 (607条の2)
賃貸人による損害賠償請求権の時間制限	賃借人の用法違反による賃貸人の損害賠償請求は、目的物返還から1年以内に行わなければならない(621条, 600条)	左記規律に加えて、当該損害賠償請求権は、目的物返還から1年は時効が完成しない(622条, 600条2項)
賃貸不動産譲渡による賃貸人の地位の移転	原則として新所有者に移転(判例法理)	(605条の2) ① 新所有者に移転 ② 特約により旧所有者に留保
賃貸借期間	上限20年(604条)	上限50年(604条)

### 1 賃貸人の地位を留保する特約規定の創設 (新605条の2II)

対抗要件 (e.g.建物賃貸借における引渡し) を備えた不動産賃貸借に関して賃貸不動産が譲渡された場合、賃貸人の地位は新所有者に移転するのが原則 (確立した判例法理であり、新605条の2第1項で明文化)。

不動産譲渡の当事者間で①賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及び②当該不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意を要件に、賃貸人の地位を移転させないとする規定を新設。

#### ☞ 不動産証券化による投資スキームの環境整備

信託受託者 (不動産の新所有者) は賃貸人となることに関心がなく、修繕義務等の負担を伴わないスキーム構築のニーズ等を踏まえた改正

### 2 賃貸借期間の上限引き上げ

現行法では賃貸借期間の上限は20年とされ、契約でこれより長い期間を定めても20年に短縮されることとなるが (現604条)、改正法ではこの期間が50年に延長された (新604条)。

☞ ゴルフ場用地の賃貸借，大型プロジェクトにおける重機・プラントのリース等での活用が想定される。

※ 特別法においては，従来から20年を超える賃貸借が可能なし必要。

e.g. 建物所有目的の土地賃貸借：下限が30年（借地借家法5条）

建物賃貸借：民604条の適用除外（借地借家法29条2項）

### 3 その他の判例法理の明文化等

#### (1) 原状回復義務（新621条）

契約終了時の原状回復義務の存在，**通常損耗・経年変化は原状回復対象外であることを明示**

#### (2) 敷金（新622条の2）

敷金（名目如何を問わず，賃貸借に基づく賃借人の金銭債務を担保する目的で賃貸人に交付する金銭）の返還時期，賃借人側からの敷金の債務充当請求が出来ないことなどを明示

#### (3) 妨害停止等請求権（新605の4）

対抗要件を具備する不動産賃借人は，賃借権を妨害する第三者に対して，妨害停止請求または返還請求が可能であることを明示（いわゆる**賃借権の物権化**）